

第 3 回

厚生科学審議会生活環境水道部会

議 事 錄

厚生労働省健康局水道課

## 第3回厚生科学審議会生活環境水道部会議事次第

日 時 平成15年3月11日（火） 10：00～12：21

場 所 経済産業省別館第1014会議室

出席委員（敬称略）

相澤好治、赤川正和、池田耕一、遠藤誠作、大井田隆、大垣眞一郎  
佐々木弘、坂上恭助、竹花恭二、眞柄泰基、松井三郎、矢口雅彦

1. 開 会

2. 議 事

（1）水質管理専門委員会報告案について

（2）その他

3. 閉 会

○谷津水道課長 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから厚生科学審議会生活環境水道部会を始めさせていただきたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、年度末の何かと御多忙の折、御参集いただきまして、大変ありがとうございます。

まず、委員の出席状況でございますが、ただいま 11 名の委員が御出席でございます。規定によりまして、本日の会議は過半数の定足数に達しておりますので、成立しているということを御報告申し上げたいと思います。

それでは、議事に先立ちまして、高原健康局長よりごあいさつ申し上げます。

○高原健康局長 健康局長の高原でございます。

第3回目の生活環境水道部会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。委員の先生方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから当省所管の行政、特に水道行政、生活衛生行政の推進につきましては、格段の御指導、御支援をいただきまして、ありがとうございます。

昨年の12月に開催されました第2回目の生活環境水道部会では、水質管理専門委員会におきます審議状況につきまして貴重な御意見をいただいたところでございます。これを踏まえまして、専門委員会の方で更に審議を進めていただきまして、報告案を取りまとめさせていただいております。この報告案につきましては、今後、公開いたしましてパブリック・コメントをいただくという手続を行うこととなっております。その前に、当部会におきまして、議論していただき御意見をいただきまして、よりよいものにした上で考えてまいりたいと思っています。

また、これは水質管理とは別の話でございますが、公益法人の改革ということを全省庁で進めていますが、水道関係といたしましては、水質検査等につきまして、現在は検査機関を指定するという形でございますが、今後は、一定の要件を満たすものを登録するという登録制度にするという改正を行う段取りとなりました。先週の7日付で閣議決定をいたしたところでございます。この閣議決定されましたものを国会に提出致しまして、御審議いただくことになりましたので、御報告させていただきます。

水質基準の話に戻るわけでございますが、なるべく早い時期に安全でおいしい水道水の供給ができるように必要な施策を進めるために、水質基準の改定等をやってまいりたいと考えております。委員方におかれましては、御多忙中誠に恐縮でございますが、引き続きよろしく御協力賜りますようお願いいたします。

以上で、私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○谷津水道課長 恐縮でございますが、高原局長は所用のためここで退席をさせていただきます。御了承いただければと思います。

(高原健康局長退室)

○谷津水道課長 それでは、議事に入ります前に、事務局より配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

○松田室長補佐 それでは、事務局より配付資料の確認をさせていただきます。

1枚目、第3回厚生科学審議会生活環境水道部会の議事次第でございます。

1枚おめくりいただきますと、資料1「厚生科学審議会生活環境水道部会委員名簿」でございます。

資料2「第2回厚生科学審議会生活環境水道部会議事録」となってございます。

資料3「水質基準の見直し等について（案）」となってございまして、同じ資料3でございますが、別紙1以降が分冊となってございます。恐縮ですが、別紙1で訂正がございます。13ページをお開きいただきますと、2番の「無機物（金属等）」の基準32のアルミニウムでございますが、基準値が「0.1」となってございます。これは「0.2」の誤記でございますので、訂正させていただきます。

続きまして、資料4「生活環境水道部会の今後の予定について」でございます。

参考資料をつけてございまして、参考資料1「平成15年度水道関係予算（案）の概要」でございます。

参考資料2「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案の概要」でございます。

参考資料3「水道事業等における第三者への業務委託の対象業務の考え方について」でございます。

資料については、以上でございます。

○谷津水道課長 もし足りないものがございましたら、事務局までお申し付けいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、今後の議事進行は眞柄部会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○眞柄部会長 まず、議題に入れます前に、先回の議事録がお手元に資料2としてございます。あらかじめ部会の委員の方々にもお目を通していただきましたが、御都合が悪いことなどがございましたら、事務局に後ほどお申し出をいただきたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、第1の水質管理専門委員会報告案につ

いてでございます。

前回 12 月 20 日に専門委員会の進捗状況につきまして御報告をいただきましたが、その後、専門委員会で検討いたしまして、先週第 8 回の会合でお手元の資料 3 のような報告案がまとまりました。今後、パブリック・コメント手続をすることとしていますが、その前に、この報告案について部会の委員の方々に御説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○岸部水道水質管理官 全体を御説明いたしますか、それともどこか区切る形にいたしましょうか。

○眞柄部会長 それでは、とりあえず第 1 章の「基本的考え方」まで御説明いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○岸部水道水質管理官 それでは、資料 3 に基づきまして御説明申し上げます。

「はじめにー背景と審議経過ー」でございます。背景につきましては、今般、水質基準の見直し等につきまして御審議をお願いすることになりました経過を説明してございます。水道法につきましては、昭和 32 年に制定され、それに基づきまして、昭和 33 年水道水質基準が制定されたわけでございます。その後、逐次改正が行われてまいりまして、平成 4 年に全面的な改正が行われております。その平成 4 年の改正のときに、26 項目から 46 項目に格段に項目が増え、水質管理の充実・強化というものが図られたところでございます。

その後、10 年経過したわけでございますけれども、その間の推移を見ますと、当時大きな問題となっておりましたトリハロメタンの問題に変わりまして、やはり消毒副生成物の問題ではございますが、臭素酸やハロゲン化酢酸の問題、新たな問題が提起されています。あるいは、塩素の効かないクリプトスボリジウムのような病原微生物の問題が提起されています。更に、内分泌かく乱化学物質やダイオキシン類など新しい化学物質の問題も提起されています。

更に、海外でございますけれども、WHOにおきまして飲料水の水質ガイドラインが 10 年ぶりに改訂をされるというような動きがございます。

それから、先ほど局長のあいさつにもございましたが、規制改革、公益法人改革というものが、この水道水質管理の分野におきましても押し寄せてくるというようなことで、それに対する対応も必要になってくるというようなことでございます。そういったことから昨年 7 月、私ども厚生科学審議会長あて水質基準の見直し等について諮詢させていただいたわけでございます。

特に私どもといたしましては、水質基準の在り方、基準の全面的な見直しでございますけれども、そういう点が 1 点、次に、規制改革 3か年計画に対応するための水質検査計画の問題について、それから、3 点目といたしまして、公益法人改革に関連して水質検査機関等の登録制度化を行わなければいけないわけですが、その在り方について、この 3 点について重点的な御審議をお願いしたところでございます。

この審議につきましては、本部会に付議され、更に、科学・技術に係る専門的な事項にわたるというようなことで、水質管理専門委員会に具体的な審議が委ねられたところでございます。

2 ページでございますけれども、「審議経過」のところでございますが、水質管理専門委員会におきまして主要課題として 5 課題「微生物に係る基準」「化学物質に係る基準」「サンプリング・評価」「水質検査法及び水質検査の品質保証」「簡易専用水道の管理及び 34 条機関のあり方」、こういった 5 課題の主要検討課題を抽出していただきました。その上で、それぞれ委員の中から担当の主査の委員をお決めいただきまして、その主査の委員を中心にして議論を進めてきたところでございます。

委員会の開催状況でございますけれども、昨年 8 月 1 日に第 1 回を開催いたしまして、以降本年 3 月 3 日の第 8 回まで御審議いただいたところでございます。このうち、第 5 回までの審議経過につきましては、昨年の本部会において御報告させていただいたところでございます。その後、本年に入りました 2 月 3 日、4 日の 2 日にわりまして水質基準の具体的な項目、それから、基準値について御審議をいただきました。それから、2 月 17 日には、水質検査の品質保証、それから、サンプリング・評価、水質検査計画について御審議をいただいたところでございます。3 月 3 日、先週でございますけれども、ここで残っていた課題でございます 34 条機関の関係の御議論をいただいた上で、本報告案の取りまとめをお願いしたところでございます。

こういった形で、今回パブリック・コメント手続の前に部会に御報告させていただいているところでございます。

次に「基本的考え方」、第 1 章でございます。5 ページでございますけれども、1 番目の「水質基準のあり方・性格」でございます。これは、当初の議論の中で水質基準の適用、例えば原水に適用するといったような御議論がございましたので、整理をする意味で、水質基準の性格とか在り方というものを再度整理させていただいたものでございます。

5 ページの中段に「・」で書いてございますが、水質基準というのは水道により供給される水、基本的には給水栓を出る水について適用されるものということで、原水について

適用されるものではないということでございます。それから、人の健康に対する悪影響を生じさせないという観点から設定されるものである。更に、異常な臭味や洗濯物の着色など生活利用上の障害を来たさないという観点からも設定をされるというようなことでございます。これは、水質基準の設定以来とられている考え方でございまして、再度ここで整理をさせていただいたところでございます。

それから、次の6ページでございますけれども、2「地域性・効率性を踏まえた水質基準の柔軟な運用」ということで、本専門委員会報告のポイントの1つかと思います。水道に供給される水というのは、地域とか原水の種類・質、浄水方法などにより大きく変動するということで、ここに6例ほど例を掲げてございます。地域による差異の例といたしまして、例えば、北海道の一部水源における自然起因のひ素問題、それから、農薬の問題でございます。

それから、原水の種類による差異ということで、トリクロロエチレンなどの揮発性の有機化学物質といったものが多くの場合地下水を水源とする場合問題となります。それから、ジェオスミンなどの臭い物質というのは、ダムあるいは湖沼水など停滞水を水源とする場合に問題を生ずるということでございます。

それから、浄水方法による差異といたしまして臭素酸の問題がございますけれども、こういった問題につきましては、多くの場合オゾン-活性炭処理をする浄水場、それから、消毒剤として次亜塩素酸を用いている浄水場で高い濃度が検出されるということでございます。それからは例6といたしまして、水に不溶の化学物質といったものにつきましては、基本的に水中では粒子状物質に吸着されておりますので、浄水操作としてろ過操作を行っている浄水場、このろ過操作が適切に行われておれば、基本的には問題にならないであろうというようなことでございます。

こういうように地域、原水、浄水方法によっていろいろな差異があるということでございます。

そういうことで、現行の水質基準につきましては、7ページの冒頭にございますように、水質基準は水質検査セットですべての水道に一律に適用するというような考え方で設定してきたわけでございますけれども、こういった変動要素に対応するために、快適水質項目ですとか監視項目、ゴルフ場使用農薬といった形の通知で対応してきたというようなことがございます。

そういうような対応をしてきたわけでございますけれども、今後はこういった地域性というようなものを取り入れ、新たなシステムを採用すべきであるということでございます。

7ページの中段から下のところに(1)(2)とございますが、全国的に見れば検出率は低い物質あるいは項目であっても、地域性、原水の種類、浄水方法により問題の生ずるものについては、すべて法律の水質基準とするということでございます。

一方で、すべての水道事業者に水質検査を義務付ける項目というものは基本的なものに限って、その他の項目については、各水道事業者の状況に応じて省略することができるようになりますということでございます。

それから、水道事業者はそれぞれの状況に応じて水質検査を省略することができるわけですけれども、その省略が適切になされるよう、それから、透明性を確保するというような観点から、水質検査計画という形で事前に水道事業者ごとに検査計画を立て、それを公表する形で需要者に対して説明責任を果たしていただくというようなことをさせるべきであるというのが御提言でございます。

それから、8ページのところで、今回の要件の考え方からいって水質基準としては該当しないけれども、例えば、一般環境中で検出されているとか、あるいは使用量が多くて、現在は検出されていないけれども、将来的に検出される可能性があるといったものについては、水質管理上留意すべき物質として水質管理目標設定項目という形で関係者の注意を喚起すべきであるというようなことでございます。現行の水質基準、それから、3つの通知のカテゴリーというものを廃して、新しいシステムとしては法律に基づく水質基準と、それから、各関係者が留意すべき項目としての水質管理目標設定項目、新たなカテゴリー分けというものが提案されております。

いずれにいたしましても、こういった項目につきましては、リアルタイムでのモニタリングというのは不可能な物質が多くございます。そういったことから、食品分野において採用されておりますHACCPですとか、あるいはWHOにおける水安全計画といった考え方というものも、今後の水質管理には必要であろうということが提言されてございます。

それから、3番目といたしまして「逐次改正方式」でございます。水質基準につきましては当然のことながら、最新の科学的知見に従って見直しが行われるものでございますけれども、それを実行あらしめるために本専門委員会報告では第2パラグラフのところで、常設の専門家会議を設置したらどうかという御提言をいただいております。

更に、こういった逐次改正方式の実行性を高めるために、水道事業者が行う浄水、原水の水質検査とは別に、水道行政を担当している部局による水質監視が必要であろうというようなことを提言いただいております。国におきましては、全国的な水道水質の状況の把

握ですか、水質基準設定要否の検討といった観点から行われるべきであろう。それから、地方公共団体の水道部局におきましても、同様の形で水質監視を行う必要があろうということでございます。当然、最後のところに書いてございますけれども、関係部局との連携が重要であり、また、水道事業者への協力を求めることが必要であるというようなことを記載してございます。

1章までは以上でございます。

○眞柄部会長 第1章の部分につきましては、先回の部会でも御議論をいただきまして、その御議論のこととも踏まえまして、このような形でセットさせていただきました。それをベースに、第2章から各要因についての基準あるいは検査方法、検査計画等を準備いたしましたので、具体的には 11 ページ以降の「病原微生物に係る水質基準」から御審議をいただきたいと思います。

それでは、引き続いて病原微生物関係について、通して御説明をください。

○岸部水道水質管理官 それでは、第2章「病原微生物に係る水質基準」ということで、資料3の 11 ページから御説明をさせていただきます。

現在の病原微生物に係る水質基準といたしましては、糞便性汚染の指標として大腸菌群、それから、現存量の指標として一般細菌というものが定められております。今回の専門委員会におきましては、この2つの指標が適當なのかどうかということで、現在の知見に照らして再検討いただいたということでございます。それから、もう一点は、塩素耐性を持つ病原微生物、クリプトスパリジウム等につきまして水質基準を設定すべきかどうかというような3点について御審議いただいたところでございます。

一般細菌につきましては、11 ページ以降にございますけれども、結論部分といたしましては 12 ページの第2パラグラフ、第3パラグラフに書いてございます。微生物の現存量指標としては一般細菌というよりも、従属栄養細菌を用いるのが適當であろうというようなことでございます。その理由といたしまして、従属栄養細菌というのが本来的な水中細菌数を表現する、それから、培養方法も確立している、それから、配水系統での生物膜あるいはスイラムの形成など、水道施設の清浄度の劣化を端的に表現する指標としてすぐれている。更に、現在問題になっているレジオネラの生息環境を判断する指標としても使えるであろうというようなことで、従属栄養細菌を本来であれば用いるべきであろうというのが委員会の結論でございます。とはいいましても、現行は一般細菌が広く使われております、水質管理の工程管理の指標としても使われているというようなことがございます。

一方、残念ながら我が国では、従属栄養細菌に関するデータの十分な蓄積がないという

ようなことでございまして、当面、一般細菌につきましては現行のまま据え置いて、その上で従属栄養細菌に関する知見の集積を図るべきであるというのが本専門委員会の結論でございます。

それから、2番目の大腸菌群の評価でございますけれども、本来、糞便性汚染の指標としては「大腸菌群」ではなく「大腸菌」にすべきであるというのが本専門委員会の結論でございます。なぜこれまで大腸菌群が指標として用いられたかということでございますけれども、それは培養技術、単に技術の問題であったというようなことでございます。現在そういった培養技術の問題はクリアされておりまして、大腸菌というのが適切に検出されるというようなことで、糞便性汚染の指標としては現行の「大腸菌群」から「大腸菌」に変更すべきであるという御指摘でございます。

それから、3点目のクリプトスパリジウムなど耐塩素性病原微生物でございます。これについては、別途章を起こして議論をしていただいておりますけれども、水質基準としては例えば、検出方法等に種々の課題が残っておるというようなことから、水質基準とすることは適当ではないということでございまして、結論といたしまして13ページの4「水質基準案」のところで、一般細菌につきましては「1mlの検水で形成される集落数が100以下であること（現行どおり）」ということでございます。大腸菌群につきましては、「大腸菌」と変更した上で「検出されないこと」という案を御提示いただいております。

それから、留意事項で先ほど御説明申し上げましたけれども、現存量指標としては一般細菌よりも従属栄養細菌がすぐれているというようなことで、データ収集を図るべきであるというような課題が提起されております。

あとは、関係の参考資料として14ページから16ページまでつけてございます。

病原微生物については以上でございます。

○眞柄部会長 以上のように、専門委員会では微生物関係、一般細菌については現行どおり、大腸菌につきましては「大腸菌群」から「大腸菌」に変更しまして、基準としては検出されないことというのが専門委員会の結論でございますが、この微生物関係につきまして、委員方の御意見あるいは御質問がございましたら、どうぞお願ひいたします。

○松井委員 第1章のところで、ちょっとお聞きしたい点があります。8ページです。一番上の「なお」というところで文言がございますね。ちょっと私が気になりますのはPRTR法という法がもう施行されておって、それとの関係性を視野に入れていないというのはどういうことなのかなと思いました。当然法として施行されて、しかも、ここで言われている物質としては、まさにPRTR法で出ている375物質ですね。それが各企業から情報公開

されてきますね。そうしますと、企業の排出を見れば水道の水源の上流側にあるということも一般の人はすぐ理解できます。そうすると、企業がこういう物質をトンベースで出していると。ですけれども、今の原案では PRTR との関係はどうなるのかという質問を多分してくるだろうと思います。そういう意味で、法と法との関連性はどこかで言及しておいた方がいいのではないかと思いますけれども。

○岸部水道水質管理官 その辺りのところは、当然 3 のところで、相当幅広く資料を整理した上で御検討いただいたわけですけれども、そういった具体的なものは引っ掛かってこなかつたということでございます、ただ、3 の逐次改正のところにありますように、今後はそういったものも含めて Rolling Revision の中でそういうことも視野に置いた上で、具体的な項目について検討していくというようなことかなと理解しておりますけれども。

○松井委員 どこか説明のところで PRTR との関係は入れられませんか。今まさに Rolling Revision でやっていくときに、どうでしょうか。

○谷津水道課長 先ほどの件でございますが、Rolling Revision の中で厚生労働省もそれなりの Rolling Revision の体制をこれから整備していくかなければいけないという中で、水道水中あるいは水道原水中にどういう化学物質が存在するおそれが出てくるのかということが Rolling Revision の 1 つの出発点になろうかと思います。そういう中で、それぞれの流域でどういう物質が使われる可能性があるのかという中で、PRTR の情報というのも非常に貴重な情報源になると思いますので、そういった全体の中で PRTR の制度に基づく開示情報というのも頭に置いてやっていきたいなと考えております。

○眞柄部会長 松井委員のおっしゃることは、かなり具体的なことではあるのですが、9 ページの最後のところに水質監視ということになっておりますが、これはいわゆる国による、要するに逐次改正方式を行う上での監視ということでありまして、そこについては関係部局との連携ということが書いてありますので、この中で PRTR に関することも考慮されていると御理解いただきたいと思います。

○松井委員 勿論、理解はします。ただ、どこかこういう重要な改正のとき、そういう文言があった方がいいのではないかという意味で、ちょっと提案させていただきました。

○眞柄部会長 PRTR も発生量が多いソースについては出ますけれども、要するに速報で見たときに推定値の方が圧倒的に多いですよね。だから、必ずしもぴったり合うのかなどという懸念がないわけではないので。

○松井委員 次のところに化学物質があつて農薬があると思いますけれども、農薬についてはランプサムの対応が出ましたね。それについて、私は勿論賛成ですけれども、そうし

ますと、その発想で今度は PRTR に持ってきたら PRTR もランプサムでもって考えるという方向に次の論理は行く可能性がありまして、そういう意味で、次の発展をこの Rolling Revision をやっていくときに、そういう芽がもう出ているのではないかと思いましたので。

○眞柄部会長 ありがとうございます。

それでは、松井委員の御意見も考慮して「逐次改正方式」の注意しなければならない情報の中に、PRTR の情報というような文言を最後の関係部局のところに挿入するようにいたしたいと思いますので、文言については私にお任せいただきたいと思います。

生物関係につきましてはいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

○松井委員 13 ページの原案でいきますと、クリプトスピリジウムについては次の「留意事項・課題」のところにも記入はございませんね。

○眞柄部会長 クリプトスピリジウムにつきましては、別に章立てをいたしまして、その章立てのところで御議論いただきたいと思いますので、お願いいいたします。

それでは、化学物質をお願いいたします。

○岸部水道水質管理官 それでは、17 ページから「化学物質に係る水質基準」のところで御説明をさせていただきたいと思います。

化学物質に関しましては、先ほどの「基本的考え方」のところでも御説明を申し上げましたけれども、再度そこを整理した形で冒頭に「・」が 3 つ書いてございます。地域的なものでもすべて基準にするというようなことでございます。

それを踏まえまして、具体的な化学物質に関する水質基準をどういうふうに考えたらいいか、それから、どういうふうに分類をしていったらいいだろうかというようなことを整理してございます。

1 点目の「水質基準等の考え方と分類方法」というようなことでございまして、(1)「水質基準」でございます。基本的な考え方で御説明しましたとおり、現行の水質基準への分類要件というのは当然緩和をされるべきであろうということです。その上で、より広範囲な項目が水質基準として含まれるようにすべきであろうということでございます。

具体的にどうするかというようなことでございますが、ある程度化学物質について知見があつて毒性評価がされていれば、すべて基準にするということでは現実的ではないということで、今 WHO のガイドラインの改訂に当たってとられている考え方でございますけれども、18 ページのところに「10-fold concept」とございますが、毒性の評価の結果を踏まえて評価値、この報告書では「評価値」と言っておりますが、水質基準の原案になるような値を設定いたしまして、その 10 分の 1 を超えて検出されるような状況にあるも

のについては、水質基準にしようというような考え方で整理されております。

今申し上げましたところをまとめて「水質基準への分類要件」ということで、浄水において評価値の 10 分の 1 に相当する値を超えて検出され、または検出されるおそれの高い項目を水質基準とするということでございます。

ただ、過去の経緯を踏まえて、水銀とかシアンは法律に例示されている物資でございますけれども、こういったものにつきましては、例外的に従来どおり水質基準として維持をすることといたします。

それから、毒性評価が暫定的な評価であるというようなものにつきましては、このような要件に合致しても水質基準とはせずに、水質管理目標設定項目に分類するというところでございます。参考に現行の要件を書いてございますが、現行の全国的な汚染という要件から、地域的なものでも水質基準とするというような形で分類要件が緩和されてございます。

(2) 「水質管理目標設定項目」につきましては、水質基準といったものには該当しないけれども、検出される可能性があるというような項目でございまして、資料が逆になりますが 19 ページの第 3 パラグラフのところで書いてございます。水質基準には該当しないものの、場合によっては浄水において評価値の 10 分の 1 に相当する値を超えて検出される可能性のある項目ということでございます。

例えば、戻っていただいて恐縮ですが 18 ページの下でございますけれども、ニッケルというものは給水装置にも使われているというようなことから、浄水中で検出されますが、残念ながら、まだ毒性評価が基準を設定するまでに至っていない。あるいはハロゲン化アセトニトリルといったものも浄水中では検出されますけれども、どの程度の値にしたらいかというデータが十分ではない。こういったものについては基準とはしないけれども、監視などが必要ではないかということでございます。

それから、(3) 「農薬の取扱い」でございます。農薬については委員方御承知のとおり、そこに発生する病害虫に従ってまかれるものでございますので、地域によって発生する病害虫が異なりますので、使用される農薬が異なるということでございます。それから、病害虫の発生時期がありますので、時期に応じて散布されるものが異なってくるというようなことがございます。そういったことから、他の化学物質に比較して使用形態というのは非常に独特であって、通常の化学物質と同じように扱うというのはなかなか難しいであろうということでございます。

実際、浄水での検査を行っても、ほとんど農薬が検出されるということはなくて、個別